

財務省告示第三百十一号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年九月十日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十月二十四日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （変動・十年 五年）	第九回	二百億円	九十六円七十七銭
"	"	二百億円	九十六円八十七銭
"	"	百億円	九十六円九十七銭
"	"	三百億円	九十七円七銭
"	第十回	百億円	九十六円五十二銭
"	第十三回	三億円	九十四円五十銭
"	"	十億円	九十四円六十銭
"	"	七十億円	九十四円六十九銭
"	第十六回	百億円	九十三円九十七銭
"	第二十回	五十億円	九十五円二十三銭
"	第二十二回	十七億円	九十六円五十九銭

合	〃	〃	〃	〃
計	回第 四十八	回第 四十七	〃	〃
億一 円千 五百 二十	百億 円	二百 五十 億 円	十億 円	十億 円
	百円 六十 一 銭	九十 七 円 二十 五 銭	九十 六 円 六十 九 銭	九十 六 円 六十 四 銭